

平成 19年3月26日

厚生労働省労働基準局長 殿

東京都中央区日本橋堀留町1-10-12
中央ビルト工業株式会社
代表取締役社長 西本安秀



鋼管足場用の部材及び附属金具の規格第25条の規定に基づく
適用除外の申請について

鋼管足場用の部材及び附属金具の規格(昭和56年12月25日労働省告示第103号)
第25条の規定に基づく適用除外を下記のとおり申請いたします。

記

1. 申請品目

アルミ製布板(アルミアンチスリップ)

・YKH-2418a	・YKH-4818a	・YKHF-2418a	・YKHF-4818a
・YKH-2415a	・YKH-4815a	・YKHF-2415a	・YKHF-4815a
・YKH-2412a	・YKH-4812a	・YKHF-2412a	・YKHF-4812a
・YKH-2409a	・YKH-4809a	・YKHF-2409a	・YKHF-4809a
・YKH-2406a	・YKH-4806a	・YKHF-2406a	・YKHF-4806a

2. 適用除外対象条文

鋼管足場板用の部材及び附属金具の規格
第1章 第4節 床付き布わく 第20条第1項 材料等

3. 規定と異なる部分

床材、布材及びはり材の材料がアルミニウム合金である。

4. 申請理由

申請品目のアルミ製布板は、軽量化を図るため主要材料にアルミ材を使用しています。
軽量化することにより、足場の荷揚げ・組立て・解体時の作業員の負担を軽減し、作業効率が
高まります。また、持ち運びが容易なため安全性が向上します。

